

VII 保育にあたり特に留意する事項

1 安全に関する指導について

子どもの事故はその時の心理的な状態と関係が深いことから、日々の生活の中で安定した情緒の下で行動できるように配慮することが大切です。

また、幼児期は、発達の特性から、友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないことがあります。そこで、友達の安全にも関心を向けながら、子どもが自ら安全な行動をとることができるよう、発達の実情に応じて指導する必要があります。

そのためには、危険を回避する身の処し方や状況の理解などを、日常の生活の中で十分に体を動かす遊びを通して学び取れるように工夫しなければなりません。

(1) 災害時及び侵入者による危機に対して

家庭、地域、関連諸機関と連携し、計画的に避難訓練を実施し、子どもの安全を図る必要があります。侵入者による危機に関しては、いたずらに子どもの恐怖心を煽ることのないよう配慮しなければなりません。また、緊急の時には必ず、保育者の話を聞く、指示に従うということを発達に合わせて指導することが大切です。

保護者への発信

乳幼児を一人だけにすることは危険です。地震時の避難の方法や避難場所などについて、常日頃から具体的に知らせておき、家族で避難場所などについても共通理解をしておきましょう。また、避難袋を用意し、その中に入れる非常時に必要な品物の点検をしておきましょう。火災に対しては、火遊びはしないことやストーブには触らないことなども話しておきましょう。

(2) 誘拐・性被害に対して

絶対に子どもを一人にしないことを家庭に守ってもらいながら、家庭、地域、関連諸機関と連携し、子どもの発達の実情に合わせて、基本的な対処の方法を確実に具体的に子どもと保護者に教える必要があります。

また、家庭に働きかけ、家庭同士が情報を伝え合ったり、声を掛け合ったりしながら、我が子だけではなく皆で子どもを守っていくという態勢をつくっていけるようにしましょう。

保護者への発信

親切に声をかけられても付いていかない、連れて行かれそうになったら大声で助けを呼ぶなど具体的な場面をとらえて、子ども自身が自分の身を守る方法を教えましょう。実際にその時にはなかなか大声は出せないものですので、機会をとらえて大声を出す練習をさせておきましょう。また、外に出かけた折に、危険な場所や緊急に避難できる「子どもまもろう110番」の場所を教えておきましょう。

(3) 交通安全について

交通安全の習慣を身に付けさせるために、日常の生活の中で環境を工夫したり機会をとらえたりしながら、交通安全に対する関心を高めるようにします。また、家庭や警察署と連携を図りながら、計画的に安全指導日を設け、具体的な指導を繰り返し実施する必要があります。

保護者への発信

外に出かけた際には、信号機の見方や道路の正しい渡り方など保護者が見本を示しながら、繰り返し身に付くまで知らせるようにしましょう。

また、道路では遊ばない、歩道を歩く時には建物側を歩くなどの交通安全のルールや車が多く危険な場所なども併せて教えるようにしましょう。

2 特別な支援を要する子どもの教育・保育について

特別な支援が必要な子どもの指導にあたっては、集団の中で生活することを通して、全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校や巡回指導心理士などの助言、援助を活用しつつ一人一人の子どもの発達特性に応じた指導内容や指導の方法の工夫を計画的、組織的に行うことが必要です。

さらに、特別支援教育・発達支援保育を推進することは、特別な支援が必要な子どもへの指導にとどまらず、インクルーシブ教育の充実にも資するものです。

(1) 園内体制の整備充実

幼稚園・保育園・こども園などにおいて特別支援教育・発達支援保育を推進するためには、小学校や中学校と同様に、特別支援教育コーディネーター、若しくは発達支援コーディネーター(内外における特別支援教育・発達支援保育に関わる関係者・機関との連絡調整役)を中心に、園内体制を整備・充実させていく必要があります。保護者と共に「園生活支援シート(個別支援計画)」を作成し、発達特性に応じた配慮事項を小学校などの「学校生活支援シート」につなぐために、各園において保育者と保護者の相互理解のもと、計画作成に取り組むことが求められます。

(2) 適切な支援の実施

子ども一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うためには、日ごろから保護者に対して特別支援教育・発達支援保育についての啓発を図っていき、理解を得る必要があります。

特別な支援を要する子どもに対しては、早期発見・早期支援がより効果的であるとされており、子どもが他の子どもと違う特性を持っていることを知る場をもつことが、保護者が認識できる機会のひとつとなっています。適切な支援のためにも、早期の保護者理解を得ることが大切です。

(3) 関係機関との連携

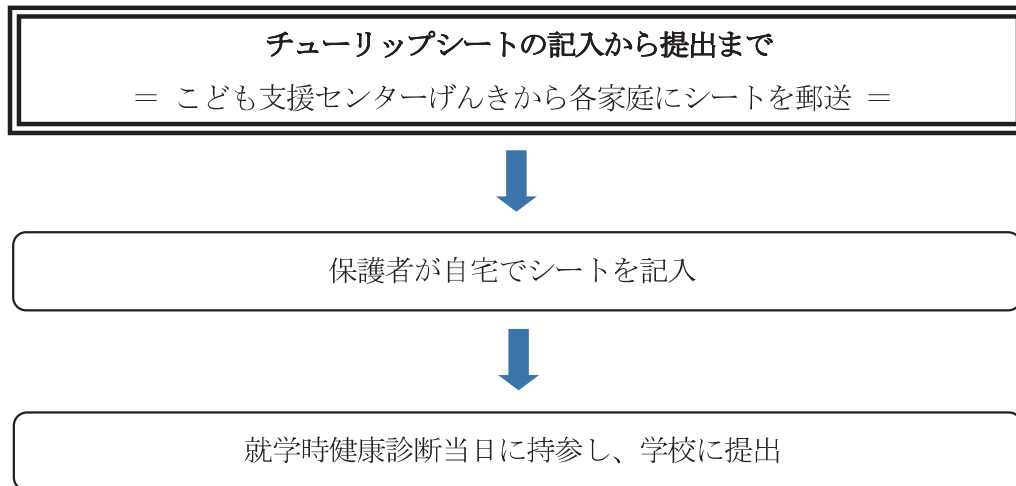
幼稚園・保育園・こども園などは、こども支援センターげんきや障がい福祉センター(あしすと)、その他の療育機関との連携を進めながら、さらに小学校との連携を視野に入れた取り組みを充実させていくことが重要です。

また、区では、特別支援教育・発達支援保育を進めるにあたり、幼児期からの相談支援の連絡体制や小学校への情報伝達の仕組みづくりを整えていきます。

(4) 就学支援シート(チューリップシート)

～一人一人の子どもの個性に応じた支援のために～

子どもの小学校入学にあたり、性格や苦手なことなど、前もって小学校へ知っておいて欲しい事を伝えるシートです。**全ての保護者が提出**します。提出されたシートは、入学後の学校生活に活用していきます。



* チューリップシートの他に、園生活支援シート(個別支援計画)も合わせて提出すると、子どもの支援の手法を継続することができます。

3 虐待などへの対応について

(1) 子どもの様子などのチェック

次の様子などから「いつもと違う!」と気づくことが大切です。

- オムツの交換やトイレでの様子から
- 遊びや他児との関わりの様子から
- 子どもとの会話から(給食の時など)
- 給食時の様子から(ガツガツ食べるなど)
- 着替え時に見た傷やあざから
- 子どもの表情や行動から(うわのそら)
- 園の送迎時の親子の様子から
- 連絡帳の記載内容から
- 持ち物の様子から
- 親からの報告から(叩いてしまったなど)
- 保護者の表情やつぶやきから(「もういや!」など)
- 定期健診時(身長・体重の増減・虫歯など)
- 必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)

(2) 虐待が疑われた場合

「いつもと違う！」と気付いた人は施設長(園長)に報告をします。

報告を受けた施設長(園長)は気づいた人に確認し、子どもから聞き取りをします(事実確認)。支援が必要と判断した場合は、施設長(園長)から「こども家庭支援センターげんき こども家庭支援課」に連絡をします。こども家庭支援課は区の第一義的な児童虐待の通告機関です。

(3) 虐待防止のために

虐待防止のためには、保護者が育児について一人で悩まないようにすることが大切です。日ごろからの保護者とのコミュニケーションを通じて、次のことを行うようにします。

- ① 親が努力していることで改善されたことをねぎらう
- ② 親の気持ちに寄り添い、話しやすい関係を築くようにする
- ③ 親の子育ての不安や悩みに共感し、アドバイスや必要な専門機関の案内をする

また、日常の保育の中では、子どもが園で安心して快適にすごせるための配慮が欠かせません。言葉かけなどを工夫して子どもが話しやすい環境をつくるとともに、子どもの言動を受けとめる、子どもを抱きしめる、手を握るなどのスキンシップを図ることが大切です。

(4) こども支援センターげんきとの連携

「こども支援センターげんき こども家庭支援課」では、園からの連絡を受けた後、24時間以内に子どもの安全確認などのため、園を訪問して子どもの状態の確認(事実調査)をしていきます。また、家庭訪問などにより、保護者への助言・指導とともに、必要な専門機関につなぐなどの養育支援コーディネートをしていきます。

虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する対応・支援は、子どもの命の危険だけでなく、心身の障がいの発生の防止にもつながっています。園には通告の義務が定められており、子どもの心身の状態や家族の対応などを観察するとともに、子どもの様子のチェックを通じて「いつもと違う！」というサインを見逃さないことが重要です。

4 外国籍の子どもについて

外国籍の子どもの入園が増えています。国際化の時代として国際感覚を磨き、子どもたちが世界に羽ばたいていくために、お互いにとって良い機会となります。

子どもは共に生活し、共に遊ぶ中で、時にぶつかり合いながらも、言葉や文化の壁を乗り越えたり受け入れ合ったりして、関係を深め合っていく力をもっています。

入園して2ヶ月程は、言葉がなかなか通じず不安定になるため、園全体の協力体制を組み、情緒の安定に向けて保育者が連携していくことが大切です。また、保育者は、日本に慣れさせようとするだけでなく、その子の母国に対して関心を示し、異文化を理解し、受け入れる気持ちをもつことが大切です。更に、家庭との連携を密にし、保護者も安心して園に通わせられるよう、悩みや相談に即応できる保育者の体制を整えておくことも重要です。

外国籍の子どもの名前は保護者に了解を得て、母国語に最も近い発音に留意して呼んだり、記載したりする配慮が必要です。

外国籍の子どもへの理解を深め、保護者同士の親睦を図りながら、保護者も共に安心できるよう、料理や民族芸能を互いに教え合うなど文化の交流も図られるようにすることが大切です。

5 子どもの権利の尊重について

保育者は、一人一人の子どもが、かけがえのない人間として尊重されなければならないという人権感覚を身に付けて常に保育にあたることが求められます。

それぞれの子どもの発達、経験の個人差、性差、国籍、生まれ育った環境の違い、文化の違い等に配慮し、一人一人の子どもの「その子らしさ」を尊重することが重要です。

園生活では、遊びが豊かに展開される中で「その子らしさ」が活かされたり、「その子らしさ」が活かされることによって遊びが豊かに展開されたりします。保育者は、一人一人の良さを積極的に見つけ、思いを受け止め、「その子らしさ」が発揮できる保育環境を整えていきましょう。

そのことが、全ての子どもの権利を尊重していくことにつながるのです。

6 幼児教育を地域で支える基盤づくりについて

子どもにとって、地域社会は家庭、幼稚園、保育園、こども園などとともに重要な生活の場です。幼児期における人との出会いや様々な体験がその後の成長発達に影響します。

子どもたちは、地域の人が声をかけてくれたり、見守ったりすることによって、身近に触れ合う地域を意識します。また、地域全体で子どもの育ちを見守ることが、大人への安心感や信頼感を育む源となります。

幼稚園や保育園、こども園などでは身近な地域行事への積極的な参加を促したり、地域のさまざまな人の力を借りたりすることを通して、地域との連携や交流を深めていくことが必要です。このことが、子どもだけでなく保護者も地域に親しみをもつようになり、地域の人々との積極的な関わりが生まれ、共に育つ温かな環境づくりにつながります。各園の状況に応じた地域との連携の取り組みを進めていくことが今、大きく求められています。

- 地域の人との交流や地域の施設の活用
- 自己評価・外部評価(関係者評価・第三者評価)などの実施
- 地域の子育て支援への積極的な取り組み など

